

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

執行猶予中の妹が、再び万引を犯してしまいました…。



25歳になる妹のご相談です。二人姉妹で、仲良く育ちました。キャリア志向の私と違い、妹は母と同じく幸せな結婚をして良いお母さんになると小さい頃から言っていて、その通り大学卒業と同時に結婚して、かわいい娘を授かりました。

人生になんの問題もなかったはずなのに、実は恥ずかしいことに、昨年大量の万引で逮捕され、起訴されました。もちろんお金にはまったく困っていないのですよ。執行猶予を取るべく、嫌がる義弟に頼み込んで情状証人になってもらいました。以後しっかりと監督する、二度とさせないと裁判所で誓ってくれたけ

れど、夫婦関係はぎくしゃくし、結局、義弟は娘を連れて実家に戻ってしまいました。妹は半狂乱でしたが、義弟の気持ちも分かるので、私は妹が立ち直れるよう励ましていました。ところが、です。またやってしまったのです！執行猶予中だというのに。またまた食料品で、この時はお店も、面倒だし実害もないので被害届を出さないと言ってくれて、それで済み

ましたが、本当につかりしました。私も働いているし、ずっと妹を見張ることもできません。執行猶予中に何かあると次は実刑だし、前のも取り消されて併せて服役しなければならぬと聞いています。先生は刑事事件にお詳しいと聞きました。すでに前科は付きました。さらに服役だけは身内から出たくないし、一体どうすれば良いと思われませんか？



窃盗症に対処できる病院に、一日も早く受診されることを勧めます。



それは本当にお困りのことですね。お察しいたします。検察庁時代、同じ犯罪を繰り返す人たちがかなりの割合でいると分かりました。犯罪別に言うと、窃盗、薬物、性犯罪、粗暴犯…。中でも窃盗は犯罪数そのものが圧倒的に多いので、少年時代に仲間と遊びで万引をするといった一過性のもの以外は、繰り返す人が多くて、手癖が悪いのは直らないねと言っていました。物やお金が欲しくて、やりやすい手口での盗みを繰り返す。でも中にはちっとも困っていない有閑マダムが万引をするといったケースもありました。何回目かまでは起訴猶予にするのですが、それを超えると起訴されます。

生理中の弁解が結構あって、それはただ弁解だよねとわれわれは言っていたのですが、スリルであり快感であり、万引なんてただお金を払わない債務不履行に過ぎないから、そんなに悪いことではないという意識もあるのだからと思いますが、現に逮捕されて起訴されて裁判にな

れば、やめないといけないことは分かりますよね。知的レベルが低いわけではないのですから。実はようやく最近、窃盗症

(クレプトマニア)という精神的な病気が注目されるようになりました。薬物もそうですが、自分の欲求を制御できないのです。18歳から35歳くらいの女性に多いといわれています。食料品を大量に盗むというところでピンときたのですが、過食症などの摂食障害が根源にあるケースも結構あります。食べたらずき吐くので、お金を払うのもつたいないと考えてしまわらしいのです。

は少し増えてきました。これ以上大事にならないよう、妹さんを連れて一日も早く受診されることを勧めます。ちなみに執行猶予中でも「1年以下の懲役」かつ「情状に特に酌量すべきとき」は再度の執行猶予が付けられますが(刑法25条2項)、まだし、そもそも根本から治さないとまた同じことを繰り返します。治る見込みが立てばご主人もきつと戻ってくれるでしょう、かわいい子供さんもおられるのですから。良いお姉さんがいらっしやって、本当に良かったです。やはり身内の協力者がいないと、病気を治すのは難しいですから。